

家族介護用品購入費を

助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えの引換券を交付します。



支給額

月額**7,000円**(引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパット、使い捨て介護用手袋、清拭材、ドライシャンプーなど

対象者

次の条件で全てを満たしている方を介護している家族の方

- ・要介護認定において要介護4または5と判定された方
- ・在宅で介護を受けている方
- ・市町村民税が非課税世帯の方

※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限ります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。



伯耆町ホームページ

申請・問い合わせ先 健康対策課 生活相談室 TEL 0859-68-5535

結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して、婚姻を機に行った住居の取得・リフォーム・貸借、引越に係る費用を支援します。

対象要件

1. 婚姻日が令和4年1月1日～令和5年3月31日
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
3. 夫婦の前年所得額が400万円未満
4. 過去に本補助金の交付を受けたことがない
5. 夫婦いずれも町税等の滞納がない



対象経費

婚姻に伴う住居取得費用、住居リフォーム費用または住居貸借費用、引越費用
※補助率は10/10、補助上限額は1世帯につき30万円

申請方法

交付申請書と次の書類1～7を住民課に提出(1～3は伯耆町で取得できる人のみ省略可能)(6・7は該当する方のみ)

1. 婚姻日が分かる書類(戸籍謄本等)
2. 住所地が分かる書類(住民票の写し等)
3. 所得証明書及び町税等の滞納がないことを証する書類
4. 対象経費の確認が取れる書類(契約書や領収書等)
5. 個人情報確認同意書及び誓約書
6. 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
7. 住宅手当支給証明書

※その他の書類が必要な場合がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。
※交付申請書および関係書類の一部は窓口配布のほか、HPからダウンロードもできます。

申請期間

令和4年5月下旬～令和5年3月31日

- ※受付開始日は決定次第、町ホームページでお知らせします。
- ※国の補助事業のため予算に限りがあり、年度途中で受付を終了する場合があります。



申請・問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-3115